

平成28年3月2日
(第1回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町郷土学館条例の制定について	----	1～ 4
議案第 2 号	美瑛町副町長定数条例の一部改正について	----	5
議案第 3 号	美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正について	----	6
議案第 4 号	美瑛町税条例の一部改正について	----	7
議案第 5 号	町税の減免に関する条例の一部改正について	----	8～ 9
議案第 6 号	美瑛町農業振興条例の一部改正について	----	10
議案第 7 号	美瑛町営採草地に関する条例の一部改正について	----	11
議案第 8 号	美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止について	----	12
議案第 9 号	平成27年度美瑛町一般会計補正予算について	----	13～ 64
議案第10号	平成27年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について	----	65～ 70
議案第11号	平成27年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算について	----	71～ 76
議案第12号	平成27年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について	----	77～ 82
議案第13号	平成27年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算について	----	83～ 88
議案第14号	平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について	----	89～ 93
議案第15号	平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算について	----	94～ 99
議案第16号	平成28年度美瑛町一般会計予算について	----	別 冊
議案第17号	平成28年度美瑛町国民健康保険特別会計予算について	----	別 冊
議案第18号	平成28年度美瑛町老人保健施設事業特別会計予算について	----	別 冊
議案第19号	平成28年度美瑛町水力発電事業特別会計予算について	----	別 冊
議案第20号	平成28年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算について	----	別 冊
議案第21号	平成28年度美瑛町公共下水道事業特別会計予算について	----	別 冊
議案第22号	平成28年度美瑛町水道事業会計予算について	----	別 冊
議案第23号	平成28年度美瑛町立病院事業会計予算について	----	別 冊
議案第24号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	----	100
議案第25号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	----	101
議案第26号	美瑛町まちづくり総合計画の策定について	----	102
議案第27号	美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	----	103
議案第28号	指定管理者の指定について	----	104～105
議案第29号	指定管理者の指定について	----	104～105

議案第30号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第31号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第32号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第33号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第34号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第35号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第36号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第37号	指定管理者の指定について	---104~105
議案第38号	町道路線の廃止について	---106
議案第39号	町道路線の認定について	---107
報告第1号	専決処分について	---108

議案第1号

美瑛町郷土学館条例の制定について

美瑛町郷土学館条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町郷土学館条例

(目的)

第1条 この条例は、町民等に郷土、自然及び天文について学ぶ場を提供し、文化、教育及び科学の振興を図り、より豊かな町民生活の実現に資するため
に設置する施設の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 この施設は、美瑛町郷土学館（以下「郷土学館」という。）と称し、美瑛町栄町4丁目1番1号に置く。

(事業)

第3条 郷土学館は、次の事業を行う。

- (1) 郷土資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 天文観測の指導助言及び資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 郷土、自然及び天文に関わる講習会、観察会及び体験学習会等の開催
に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第4条 郷土学館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長
が必要があると認めたときは、開館時間を変更し、又は休館日を設け、若し
くは変更することができる。

- (1) 開館時間 午前10時から午後7時まで。
- (2) 休館日 火曜日及び12月31日から1月5日（以下「年末年始」という。）まで。ただし、年末年始以外の期間において、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）と重なった場合は、当該火曜日を休館日とせず、当該火曜日の翌日以後最初に到来する休日、日曜日又は土曜日以外の日を休館日とする。

（入館料及び利用料）

第5条 郷土学館の入館料は、無料とする。ただし、天文台を利用しようとする者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

2 前項の利用料は、前払しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（利用料の減免）

第6条 町長は、特に必要があると認めたときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（利用料の返還）

第7条 納入された利用料は、これを返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

（入館の制限等）

第8条 町長は、入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁じ、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他、管理運営上支障があると認められるとき。

（損害の賠償）

第9条 入館者は、郷土学館の建物若しくは附属設備又は展示品若しくは図書その他資料を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（管理の代行等）

第10条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第

3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に郷土学館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に郷土学館の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 郷土学館の維持及び管理に関する業務

(2) 第5条第1項ただし書に規定する利用料の徴収、減免及び返還に関する業務

(3) 前号に定めるもののほか、郷土学館の管理運営に関し町長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条第1項ただし書に規定する利用料は、指定管理者の収入とすることができる。ただし、この場合の利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第4条から第8条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(施行規定)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(美瑛町郷土資料館条例の廃止)

2 美瑛町郷土資料館条例（平成2年美瑛町条例第14号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にこの条例による廃止前の美瑛町郷土資料館条例の規定によりなされた美瑛町郷土資料館に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第5条関係）

区分	金額
	高校生以上（1人につき）
個人	200円
団体	160円

備考

- 1 団体とは、一団の利用者の数が10人以上のものをいう。
- 2 高校生には、高校生と同年代の者を含む。

議案第2号

美瑛町副町長定数条例の一部改正について

美瑛町副町長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町副町長定数条例の一部を改正する条例

美瑛町副町長定数条例（平成19年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「1人」を「2人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部改正について

美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 美瑛町職員の旅費に関する条例(昭和37年美瑛町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 美瑛町職員の給与に関する条例(昭和37年美瑛町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年美瑛町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(美瑛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第4条 美瑛町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成20年美瑛町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第4号

美瑛町税条例の一部改正について

美瑛町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町税条例の一部を改正する条例

美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第5号

町税の減免に関する条例の一部改正について

町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

町税の減免に関する条例の一部を改正する条例

町税の減免に関する条例（昭和40年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「個人番号又は」を削る。

第16条を次のように改める。

（減免の申請）

第16条 この条例の規定によって町税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者が提出する申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって固定資産税又は軽自動車税の減免を受けようとする者が提出する申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しな

い者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 減免を受けようとする事由

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

議案第6号

美瑛町農業振興条例の一部改正について

美瑛町農業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町農業振興条例の一部を改正する条例

美瑛町農業振興条例（昭和51年美瑛町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第7項による農業生産法人」を「第2条第3項による農地所有適格法人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第7号

美瑛町営採草地に関する条例の一部改正について

美瑛町営採草地に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町営採草地に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町営採草地に関する条例（昭和57年美瑛町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町保育所の保育の実施に関する条例の廃止について

美瑛町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町保育所の保育の実施に関する条例を廃止する条例

美瑛町保育所の保育の実施に関する条例(昭和 62 年美瑛町条例第 1 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

平成27年度 美瑛町一般会計補正予算（第11号）

平成27年度美瑛町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,161,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		1,063,630	△35,841	1,027,789
	1 町 民 税	439,610	△20,216	419,394
	2 固定資産税	454,625	△13,854	440,771
	3 軽自動車税	24,059	△1,861	22,198
	4 たばこ税	74,604	1,500	76,104
	6 都市計画税	42,859	△1,410	41,449
10 地方交付税		4,464,039	114,081	4,578,120
	1 地方交付税	4,464,039	114,081	4,578,120
12 分担金及び負担金		23,349	21	23,370
	1 負 担 金	23,349	21	23,370
14 国庫支出金		1,307,622	△80,831	1,226,791
	1 国庫負担金	310,054	1,737	311,791
	2 国庫補助金	987,701	△82,568	905,133
15 道支出金		1,187,209	△54,863	1,132,346
	1 道負担金	219,471	342	219,813
	2 道補助金	936,373	△54,895	881,478
	3 道委託金	31,365	△310	31,055
16 財産収入		75,499	31	75,530
	1 財産運用収入	45,303	31	45,334
17 寄附金		44,253	16,513	60,766
	1 寄 附 金	44,253	16,513	60,766
18 繰入金		253,468	△40,325	213,143
	1 繰 入 金	253,468	△40,325	213,143
20 諸収入		232,648	6,888	239,536
	4 受託事業収入	19,720	7,400	27,120
	5 雑 入	111,024	△512	110,512
21 町 債		1,834,800	△1,274	1,833,526
	1 町 債	1,834,800	△1,274	1,833,526
歳 入	合 計	11,237,400	△75,600	11,161,800

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,047,085	42,461	2,089,546
	1 総務管理費	1,995,931	42,226	2,038,157
	2 徴税費	13,232	△365	12,867
	3 戸籍住民登録費	10,959	910	11,869
	5 統計調査費	7,023	△310	6,713
3 民生費		956,640	40,207	996,847
	1 社会福祉費	572,443	49,024	621,467
	2 児童福祉費	384,197	△8,817	375,380
4 衛生費		1,159,194	△24,424	1,134,770
	1 保健衛生費	750,117	△12,276	737,841
	2 清掃費	409,077	△12,148	396,929
6 農林水産業費		1,439,427	△48,316	1,391,111
	1 農業費	870,542	△8,754	861,788
	2 耕地費	458,101	△73,087	385,014
	3 林業費	110,784	33,525	144,309
7 商工費		861,102	△11,311	849,791
	1 商工費	381,183	△3,104	378,079
	2 文化スポーツ振興費	479,919	△8,207	471,712
8 土木費		1,626,915	△86,942	1,539,973
	1 土木管理費	20,708	4,958	25,666
	2 道路橋梁費	583,189	13,894	597,083
	4 都市計画費	813,629	△94,301	719,328
	5 住宅費	183,682	△11,493	172,189
9 消防費		340,427	△20,616	319,811
	1 消防費	340,427	△20,616	319,811
10 教育費		793,641	△25,132	768,509
	1 教育総務費	210,516	5,514	216,030
	2 小学校費	498,849	△32,196	466,653
	3 中学校費	53,278	1,550	54,828
11 公債費		1,365,860	△28,988	1,336,872
	1 公債費	1,365,860	△28,988	1,336,872
12 諸支出金		554,695	87,461	642,156
	1 普通財産取得費	44,678	96,565	141,243
	2 公営企業費	510,017	△9,104	500,913
歳出	合計	11,237,400	△75,600	11,161,800

第 2 表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	村山旧デッカ跡地活用事業	5,500
		庁舎維持管理事業	16,706
		情報セキュリティ強化対策事業	11,182
		総務費計	33,388
3. 民生費	1. 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	58,812
		民生費計	58,812
6. 農林水産業費	1. 農業費	草地畜産基盤整備事業	16,240
		2. 耕地費	143
		農業農村整備関係負担金	5,875
		道営経営体農地集積促進事業補助金	5,875
		農林水産業費計	22,258
8. 土木費	1. 土木管理費	美瑛軟石取得管理事業	4,958
		土木費計	4,958
10. 教育費	1. 教育総務費	学校給食管理運営事業	6,156
		教育費計	6,156
合 計			125,572

第3表 地方債補正
(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災減災事業	190,100	証書借入券 又は発行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	180,500	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
白金美瑛線歩道防護柵改修事業	(12,000)				(11,600)			
道路維持資材庫建設事業	(35,200)				(33,800)			
美沢小学校改修事業	(43,000)				(35,200)			
過疎対策事業	1,140,200	証書借入券 又は発行	3.0%以内	"	1,113,000	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
一般廃棄物最終処分場整備事業	(146,100)				(141,500)			
交通体系維持対策事業	(3,600)				(3,400)			
加工向玉ねぎ振興対策補助事業	(12,700)				(5,400)			
トマト共同育苗施設整備補助事業	(23,100)				(21,500)			
精米設備整備補助事業	(19,900)				(17,100)			
地域資源活用交流施設建設事業	(206,300)				(205,500)			
朗根内上俣真布線道路整備事業	(13,300)				(25,900)			
美沢17線道路整備事業	(23,200)				(17,300)			
新区画明治線道路整備事業	(15,200)				(14,600)			
赤羽下宇莫別線道路整備事業	(22,800)				(22,100)			
橋梁維持対策事業	(0)				(6,300)			
丸山通り線道路整備事業	(163,300)				(188,000)			
美瑛小学校改修事業	(133,900)				(125,500)			
明德小中学校改修事業	(26,100)				(11,400)			
医療設備整備事業	(16,300)				(9,100)			

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(ソフト分) 地域活性化推進事業(12,200)				(9,900)			
(ソフト分) 農業支援対策事業(23,700)				(19,400)			
(ソフト分) 中心市街地案内サイン整備事業(8,200)				(5,600)			
(ソフト分) 絵画修復事業(10,900)				(10,700)			
(ソフト分) 橋梁維持対策事業(6,600)				(0)			
臨時財政対策債	262,000	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	"	300,726	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
辺地対策事業	47,600	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	"	44,400	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ
北茨城第6線道路整備事業(10,900)				(10,000)			
美園村山線道路整備事業(8,200)				(7,600)			
横牛中字莫別線道路整備事業(9,500)				(8,800)			
旭美瑛線道路整備事業(19,000)				(18,000)			
合計	1,834,800				1,833,526			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1		町 税	1,063,630	△35,841	1,027,789
	1	町 民 税	439,610	△20,216	419,394
	1	個 人	380,113	△26,000	354,113
	2	法 人	59,497	5,784	65,281
	2	固定資産税	454,625	△13,854	440,771
	1	固定資産税	437,751	△13,854	423,897
	3	軽自動車税	24,059	△1,861	22,198
	1	軽自動車税	24,059	△1,861	22,198
	4	たばこ税	74,604	1,500	76,104
	1	たばこ税	74,604	1,500	76,104
	6	都市計画税	42,859	△1,410	41,449
	1	都市計画税	42,859	△1,410	41,449
10		地方交付税	4,464,039	114,081	4,578,120
	1	地方交付税	4,464,039	114,081	4,578,120
	1	地方交付税	4,464,039	114,081	4,578,120
12		分担金及び負担金	23,349	21	23,370
	1	負 担 金	23,349	21	23,370
	3	総務費負担金	0	21	21
14		国庫支出金	1,307,622	△80,831	1,226,791
	1	国庫負担金	310,054	1,737	311,791
	1	民生費負担金	293,464	2,402	295,866
	2	衛生費負担金	16,590	△665	15,925
	2	国庫補助金	987,701	△82,568	905,133
	1	総務費補助金	191,511	7,366	198,877
	2	民生費補助金	49,356	46,602	95,958

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	△26,000	1 現年課税分	
1 現年課税分	5,784	1 現年課税分	
1 現年課税分	△10,854	1 現年課税分	
2 滞納繰越分	△3,000	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	△1,861	1 現年課税分	
1 現年課税分	1,500	1 現年課税分	
1 現年課税分	△1,410	1 現年課税分	
1 地方交付税	114,081	1 普通交付税	
1 総務管理費負担金	21	1 美瑛町光ファイバーテレビ放送加入者負担金	
1 社会福祉費負担金	1,250	1 障害者自立支援給付費等負担金	△2,500
		2 障害児施設措置費負担金	3,750
2 児童福祉費負担金	1,152	1 児童手当負担金	△3,987
		2 子どものための教育・保育給付費負担金	5,139
1 保健衛生費負担金	△665	1 国民健康保険基盤安定負担金	
1 総務管理費補助金	7,366	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,775
		2 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金	5,591
1 社会福祉費補助金	56,602	1 臨時福祉給付金事業補助金	△1,905
		2 介護保険事業費補助金	△305
		3 年金生活者等支援臨時福祉給付金	58,812
2 児童福祉費補助金	△10,000	1 子育て支援交付金	

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	商工費補助金	158,248	△12,960	145,288
5	土木費補助金	436,447	△132,149	304,298
6	教育費補助金	149,882	8,573	158,455

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 文化スポーツ振興費補助金	△10,835	1 地域資源活用交流施設建設事業交付金	
2 商工費補助金	△2,125	1 中心市街地案内サイン整備事業交付金	△1,806
		2 丸山通りポケットスペース整備事業交付金	△319
2 道路橋梁費補助金	△35,198	1 朗根内上俵真布線道路改良舗装事業交付金	△17,160
		2 美沢17線道路改良舗装事業交付金	△15,600
		3 橋梁維持修繕事業補助金	△2,438
3 都市計画費補助金	△87,872	1 丸山通り線道路改良舗装事業交付金	△71,572
		2 憩ヶ森公園改修事業交付金	△16,000
		3 ことぶき公園改修事業交付金	△300
4 住宅費補助金	△9,079	1 北町団地建設事業交付金	△1,135
		2 東町団地改修事業交付金	70
		3 憩町団地解体事業交付金	△486
		4 公営住宅建替推進事業交付金	△540
		5 東町第2団地改修事業交付金	△6,939
		6 美馬牛団地改修事業交付金	△49
1 教育総務費補助金	△652	1 私立幼稚園就園奨励費補助金	
2 小学校費補助金	9,225	1 美瑛小学校改修事業交付金	△5,692
		2 明徳小中学校改修事業交付金	14,917

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
15		道支出金	1,187,209	△54,863	1,132,346
	1	道負担金	219,471	342	219,813
		1 民生費負担金	121,814	2,119	123,933
	2	衛生費負担金	89,544	△1,777	87,767
	2	道補助金	936,373	△54,895	881,478
		2 民生費補助金	15,284	79	15,363
		4 農林水産業費補助金	872,024	△70,538	801,486
		5 商工費補助金	18,214	15,294	33,508
		7 教育費補助金	4,500	270	4,770
	3	道委託金	31,365	△310	31,055
		1 総務費委託金	29,125	△310	28,815
16		財産収入	75,499	31	75,530
	1	財産運用収入	45,303	31	45,334
		2 利子及び配当金	2,076	31	2,107

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	625	1 障害者自立支援給付費等負担金 2 障害児施設措置費負担金	△1,250 1,875
2 児童福祉費 負担金	1,494	1 児童手当負担金 2 子どものための教育・保育給付費負担金	△1,075 2,569
1 保健衛生費 負担金	△1,777	1 国民健康保険基盤安定負担金	
1 社会福祉費 補助金	79	1 権利擁護人材育成事業費補助金	
1 農業費補助 金	4,862	1 中山間地域等直接支払制度交付金 2 青年就農給付事業交付金 3 ヘブタクロル残留対策事業補助金 4 強い農業づくり交付金 5 畜産担い手育成総合整備事業補助金	△2,520 4,500 △158 1,440 1,600
2 耕地費補助 金	△74,313	1 中心経営体農地集積促進事業補助金 2 (繰越明許) 中心経営体農地集積促進事業補助金	△78,866 4,553
3 林業費補助 金	△1,087	1 未来につなぐ森づくり推進事業補助金 2 森林環境保全整備事業補助金	764 △1,851
2 文化スポー ツ振興費補 助金	15,294	1 地域資源活用交流施設建設事業交付金	
2 小学校費補 助金	270	1 土曜日の教育支援体制等構築事業補助金	
1 総務管理費 委託金	△310	1 国勢調査委託金	
1 利子及び配 当金	31	1 土地開発基金運用利子 2 公共施設等整備基金運用利子 3 福祉基金運用利子 4 農業振興基金運用利子 5 人づくり育成基金運用利子 6 民有林環境保全基金運用利子	5 11 7 2 1 5

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄 附 金	44,253	16,513	60,766
	1	寄 附 金	44,253	16,513	60,766
		1	寄 附 金	44,253	16,513
18		繰 入 金	253,468	△40,325	213,143
	1	繰 入 金	253,468	△40,325	213,143
		1	繰 入 金	253,468	△40,325
20		諸 収 入	232,648	6,888	239,536
	4	受託事業収入	19,720	7,400	27,120
		2	農林水産業費受託事業収入	18,401	7,400
	5	雑 入	111,024	△512	110,512
		4	雑 入	106,417	△512
21		町 債	1,834,800	△1,274	1,833,526
	1	町 債	1,834,800	△1,274	1,833,526
		1	総務債	316,800	△2,300
	2	衛生債	167,200	△4,600	162,600
	3	農林水産業債	165,100	△16,200	148,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 寄 附 金	16,513	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	△40,325	1 公共施設等整備基金繰入金	△31,144
		2 福祉基金繰入金	△400
		3 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	△5,590
		4 人づくり育成基金繰入金	△4,950
		5 国民健康保険特別会計繰入金	1,759
1 農業費受託 事業収入	7,400	1 農地保有合理化事業事務受託金	△22
		2 草地畜産基盤整備事業受託金	7,422
2 雑 入	△512	1 いきいきふるさと推進事業助成金	△1,500
		2 日本スポーツ振興センター補償金	988
1 総務管理債	△2,300	1 総務管理債 (1) 過疎対策 (ソフト分) 地域活性化推進事業債	
2 清 掃 債	△4,600	1 清掃債 (1) 過疎対策 一般廃棄物最終処分場整備事業債	
1 耕 地 債	△200	1 耕地債 (1) 過疎対策 交通体系維持対策事業債	
2 農 業 債	△16,000	1 農業債	△16,000
		(1) 過疎対策 加工向玉ねぎ振興対策補助事業債	(△7,300)
		(2) 過疎対策 トマト共同育苗施設整備補助事業債	(△1,600)
		(3) 過疎対策 精米設備整備補助事業債	(△2,800)
		(4) 過疎対策 (ソフト分) 農業支援対策事業債	(△4,300)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	商工債	311,700	△3,600	308,100
5	土木債	355,300	24,800	380,100
7	教育債	240,400	△30,900	209,500
8	病院事業債	16,300	△7,200	9,100
9	臨時財政対策債	262,000	38,726	300,726

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 商 工 債	△2,600	1 商工債 (1) 過疎対策 (ソフト分) 中心市街地案内サイン整備事業債	
2 文化スポーツ振興債	△1,000	1 文化スポーツ振興債 (1) 過疎対策 地域資源活用交流施設建設事業債 (2) 過疎対策 (ソフト分) 絵画修復事業債	△1,000 (△800) (△200)
1 道路橋梁債	100	1 道路橋梁債 (1) 過疎対策 朗根内上依真布線道路整備事業債 (2) 過疎対策 美沢17線道路整備事業債 (3) 辺地対策 北瑛旭第6線道路整備事業債 (4) 辺地対策 美園村山線道路整備事業債 (5) 辺地対策 横牛中宇莫別線道路整備事業債 (6) 過疎対策 新区画明治線道路整備事業債 (7) 緊急防災減災 白金美瑛線歩道防護柵改修事業債 (8) 過疎対策 赤羽下宇莫別線道路整備事業債 (9) 過疎対策 橋梁維持対策事業 (10) 過疎対策 (ソフト分) 橋梁維持対策事業債 (11) 緊急防災減災 道路維持資材庫建設事業債 (12) 辺地対策 旭美瑛線道路整備事業債	100 (12,600) (△5,900) (△900) (△600) (△700) (△600) (△400) (△700) (6,300) (△6,600) (△1,400) (△1,000)
2 都市計画債	24,700	1 都市計画債 (1) 過疎対策 丸山通り線道路整備事業債	
2 小学校債	△30,900	1 小学校債 (1) 過疎対策 美瑛小学校改修事業債 (2) 過疎対策 明德小中学校改修事業債 (3) 緊急防災減災 美沢小学校改修事業債	△30,900 (△8,400) (△14,700) (△7,800)
1 病院事業債	△7,200	1 病院事業債 (1) 過疎対策 医療設備整備事業債	
1 臨時財政対策債	38,726	1 臨時財政対策債	

(歳出)

2	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	2,047,085	42,461	2,089,546	△3,284	45,745
			総務管理費	1,995,931	42,226	2,038,157	△2,974	45,200
		1	職員給与費	1,095,446	3,427	1,098,873		3,427
		2	一般管理費	77,175	△2,740	74,435		△2,740
		3	広聴広報費	6,808	493	7,301		493
		5	財産管理費	70,747	37,219	107,966		37,219

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	16,943	1 みんなで創る住みよい町に向けて	3,427
4 共 済 費	△8,783	(1) 職員手当 職員手当等	16,943 (16,943)
19 負担金補助 及び交付金	△4,733	(2) 職員共済費 共済費	△8,432 (△8,432)
		(3) 臨時事務員等社会保険料 臨時職員社会保険料	△351 (△351)
		(4) 退職手当組合負担金 負担金(人)	△4,733 (△4,733)
7 賃 金	△3,842	1 みんなで創る住みよい町に向けて	△2,740
11 需 用 費	595	(1) 一般管理事業 臨時職員賃金(物)	△2,740 (△3,842)
12 役 務 費	507	消耗品費(物) 通信運搬費(物)	(595) (507)
18 備品購入費	493	1 みんなで創る住みよい町に向けて	493
		(1) 広報発行事業 備品購入費(物)	493 (493)
11 需 用 費	483	1 みんなで創る住みよい町に向けて	37,219
13 委 託 料	5,500	(1) 村山旧デッキ跡地活用事業 業務委託(事)	5,500 (5,500)
15 工事請負費	16,706	(2) 財産維持管理事業 用地購入費(事)	13,385 (13,385)
17 公有財産購 入費	13,385	(3) 庁舎維持管理事業 修繕料(維)	18,334 (483)
18 備品購入費	1,145	改修工事(事) 備品購入費(物)	(16,706) (1,145)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6	情報管理費	68,126	12,957	81,083	国庫支出金 7,366	5,591
7	地域振興費	63,352	△8,296	55,056	繰入金 △8,040	△256
12	諸 費	85,509	△834	84,675	地方債 △2,300	1,466

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	1,278	1 みんなで創る住みよい町に向けて	12,957
15 工事請負費	9,904	(1) 社会保障・税番号制度システム整備事業 負担金(補)	1,775 (1,775)
19 負担金補助 及び交付金	1,775	(2) 情報セキュリティ強化対策事業 業務委託(事) 整備工事(事)	11,182 (1,278) (9,904)
9 旅費	△720	1 みんなで創る住みよい町に向けて	△8,296
11 需用費	336	(1) まちづくり委員会事業 委員等旅費	△600 (△600)
13 委託料	△3,862	(2) 自然環境保全・景観審議会事業 委員等旅費	△120 (△120)
19 負担金補助 及び交付金	△4,050	(3) 地域振興奨励補助等事業 補助金(補)	△300 (△300)
		(4) 日本で最も美しい村推進事業 修繕料(物) 諸団体及び諸会議負担金	△924 (76) (△1,000)
		(5) 「世界で最も美しい村連合会」総会兼「日本で最も美しい村」連合 総会実施事業 補助金(補)	△73 (△73)
		(6) 第5次美瑛町まちづくり総合計画策定事業 印刷製本費(事) 業務委託(事)	△3,002 (260) (△3,262)
		(7) 丘のまちびえい活性化協会補助金 補助金(補)	△2,677 (△2,677)
		(8) 白金エリア基本計画策定事業 業務委託(事)	△600 (△600)
8 報償費	1,214	1 みんなで創る住みよい町に向けて	△834
11 需用費	110	(1) 美瑛高等学校教育環境振興補助事業 補助金(補)	△2,300 (△2,300)
12 役務費	142	(2) まちづくり寄附管理事業 報償(物) 印刷製本費(物)	1,466 (1,214) (110)
19 負担金補助 及び交付金	△2,300	手数料(物)	(142)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2		13,232	△365	12,867		△365
	1	7,296	△365	6,931		△365
3		10,959	910	11,869		910
	1	10,959	910	11,869		910
5		7,023	△310	6,713	△310	
	1	7,023	△310	6,713	道支出金 △310	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△365	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 上川広域滞納整理機構負担金 負担金(補)	△365 △365 (△365)
18 備品購入費	910	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 住民基本台帳ネットワークシステム管理事業 備品購入費(物)	910 910 (910)
1 報 酬	△310	1 元気のある産業経済のために (1) 国勢調査事業 委員報酬	△310 △310 (△310)

3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	民生費	956,640	40,207	996,847	50,802	△10,595
1	社会福祉費	572,443	49,024	621,467	58,156	△9,132
1	社会福祉総務費	45,105	56,357	101,462	国庫支出金 56,907	△550
2	高齢者福祉費	47,696	△8,838	38,858	国庫支出金 △305 道支出金 79	△8,612
3	障害者福祉費	445,211	2,166	447,377	国庫支出金 1,250 道支出金 625 繰入金 △400	691

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
4 共 済 費	126	1 思いやりのある社会福祉のために	56,357
7 賃 金	462	(1) 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	58,812
11 需 用 費	129	臨時職員社会保険料	(126)
12 役 務 費	342	臨時職員賃金(物)	(735)
13 委 託 料	780	消耗品費(物)	(29)
19 負担金補助 及び交付金	55,068	印刷製本費(物)	(100)
20 扶 助 費	△550	通信運搬費(物)	(159)
		手数料(物)	(183)
		業務委託(物)	(780)
		交付金(補)	(56,700)
		(2) 準要保護世帯等法外援護事業	△550
		援護費(扶)	(△550)
		(3) 臨時福祉給付金支給事業	△1,905
		臨時職員賃金(物)	(△273)
		交付金(補)	(△1,632)
12 役 務 費	45	1 思いやりのある社会福祉のために	△8,838
13 委 託 料	117	(1) 緊急通報システム運営事業	45
19 負担金補助 及び交付金	△9,000	通信運搬費(物)	(45)
		(2) 介護サービス利用料軽減助成事業	△7,000
		助成金(扶)	(△7,000)
		(3) 高齢者事業団補助事業	△2,000
		補助金(補)	(△2,000)
		(4) 暮らし援助サービス事業	117
		業務委託(扶)	(117)
15 工事請負費	△334	1 思いやりのある社会福祉のために	2,166
20 扶 助 費	2,500	(1) 障害者自立支援給付費	△5,000
		扶助費	(△5,000)
		(2) 障害児施設措置費	7,500
		扶助費	(7,500)
		(3) 障害者就労継続支援事業所整備事業	△334
		改修工事(事)	(△334)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	4	福祉センタ ー費	7,181	△661	6,520		△661
	2	児童福祉費	384,197	△8,817	375,380	△7,354	△1,463
	1	児童福祉総 務費	149,555	△9,330	140,225	国庫支出金 △3,987 道支出金 △1,075	△4,268
	2	保育所費	156,452	181	156,633		181
	3	へき地保育 所費	61,908	0	61,908	国庫支出金 △4,861 道支出金 2,569	2,292
	5	児童館費	6,868	332	7,200		332

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	△661	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 福祉センター管理運営事業 燃料費 (物)	△661 △661 (△661)
20 扶助費	△9,330	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 児童手当支給事業 扶助費	△9,330 △9,330 (△9,330)
11 需用費	△1,000	1 思いやりのある社会福祉のために (1) どんぐり保育園管理運営事業 燃料費 (物)	181 181 (△1,000)
12 役務費	270	手数料 (物)	(270)
13 委託料	342	業務委託 (物)	(342)
18 備品購入費	569	保育所備品購入	(569)
11 需用費	332	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 児童館管理運営事業 修繕料 (雑)	332 332 (332)

4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛 生 費	1,159,194	△24,424	1,134,770	△7,042	△17,382
		保健衛生費	750,117	△12,276	737,841	△2,442	△9,834
	1	保健衛生総務費	571,219	△3,185	568,034	国庫支出金 △665 道支出金 △1,777	△743
	2	保健指導費	17,800	△1,600	16,200		△1,600
	3	予 防 費	43,374	△6,907	36,467		△6,907
	4	保健センタ ー費	7,907	△1,000	6,907		△1,000
	5	医療扶助費	75,396	416	75,812		416

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助 及び交付金	△3,173	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 老人保健施設事業特別会計繰出金 (2) 大雪地区広域連合負担金
28 繰 出 金	△12	
13 委 託 料	△1,600	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 妊婦健診事業 医療・衛生委託 (物)
13 委 託 料	△7,186	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 予防接種事業 医療・衛生委託 (物) 負担金 (扶)
19 負担金補助 及び交付金	279	
11 需 用 費	△1,000	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 保健センター管理運営事業 燃料費 (物)
12 役 務 費	△262	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 医療費扶助事業
20 扶 助 費	678	手数料 (物) 重度心身障害者医療給付事業扶助 ひとり親家庭等医療給付事業扶助 乳幼児等医療給付事業扶助

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2		409,077	△12,148	396,929	△4,600	△7,548
	1	236,131	△10,032	226,099	地方債 △4,600	△5,432
	3	105,658	△2,116	103,542		△2,116

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△10,032	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 大雪清掃組合負担金	△10,032 △10,032
11 需用費	△2,311	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 浄化センター管理運営事業	△2,116 △2,116
18 備品購入費	195	燃料費(物) 備品購入費(物)	(△2,311) (195)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
6		農林水産業費	1,439,427	△48,316	1,391,111	△79,338	31,022
	1	農業費	870,542	△8,754	861,788	△3,738	△5,016
		2	農業振興費	820,931	△17,776	803,155	道支出金 3,262 地方債 △16,000 諸収入 △22
	3	畜産業費	34,063	9,022	43,085	道支出金 1,600 諸収入 7,422	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	2,176	1 元気のある産業経済のために	△17,776
13 委託料	△638	(1) 中山間地域等直接支払制度交付事業 交付金(事)	△3,359 (△3,359)
18 備品購入費	384	(2) 置杵牛農産物加工交流施設管理運営事業 修繕料(維)	913 (913)
19 負担金補助 及び交付金	△19,698	(3) 青年就農給付事業 交付金(補)	4,500 (4,500)
		(4) 農業技術研修センター管理運営事業 修繕料(維)	1,669 (1,285)
		備品購入費(物)	(384)
		(5) ヘプタケロール残留対策事業 補助金(補)	△158 (△158)
		(6) 加工向玉ねぎ振興対策補助事業 補助金(事)	△7,670 (△7,670)
		(7) トマト共同育苗施設整備補助事業 補助金(事)	△1,650 (△1,650)
		(8) 精米設備整備補助事業 補助金(事)	△2,970 (△2,970)
		(9) 高収益作物振興対策補助事業 補助金(事)	△5,350 (△5,350)
		(10) 米生産安定支援対策事業 補助金(事)	△4,481 (△4,481)
		(11) 強い農業づくり交付金事業 補助金(事)	1,440 (1,440)
		(12) 新規就農者技術習得管理施設整備事業 整備・事業委託(事)	△638 (△638)
		(13) 農地保有合理化事業 消耗品費(事)	△22 (△22)
13 委託料	9,022	1 元気のある産業経済のために	9,022
		(1) 草地畜産基盤整備事業 整備・事業委託(事)	△7,218 (△7,218)
		(2) (繰越明許) 草地畜産基盤整備事業 整備・事業委託(事)	16,240 (16,240)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
2		耕地費	458,101	△73,087	385,014	△74,513	1,426
	1	耕地整備費	433,324	△72,873	360,451	道支出金 △74,313	1,440
	2	農道整備費	4,135	△214	3,921	地方債 △200	△14
3		林業費	110,784	33,525	144,309	△1,087	34,612
	1	林業費	71,440	1,243	72,683	道支出金 764	479
	2	町有林管理費	39,344	32,282	71,626	道支出金 △1,851	34,133

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	△72,873	1 元気のある産業経済のために (1) 農業農村整備関係負担金 (2) (繰越明許) 道営経営体農地集積促進事業補助金 補助金 (事) (3) 道営経営体農地集積促進事業補助金 補助金 (事)	△72,873 143 5,875 (5,875) △78,891 (△78,891)
19 負担金補助 及び交付金	△214	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 農道管理事業 負担金 (事) (2) 道営事業負担金 負担金 (事)	△214 11 (11) △225 (△225)
19 負担金補助 及び交付金	1,243	1 元気のある産業経済のために (1) 未来につなぐ森づくり推進補助事業 補助金 (事)	1,243 1,243 (1,243)
15 工事請負費 17 公有財産購 入費	△2,723 35,005	1 元気のある産業経済のために (1) 森林環境保全整備事業 整備工事 (事) (2) 民有林購入事業 用地購入費 (事)	32,282 △2,723 (△2,723) 35,005 (35,005)

7	1	3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			商 工 費	861,102	△11,311	849,791	△12,147	836
			商 工 費	381,183	△3,104	378,079	△5,906	2,802
		3	観 光 費	110,569	△5,944	104,625	国庫支出金 △1,806 地方債 △2,600 諸収入 △1,500	△38
		4	交流促進施設費	24,369	1,058	25,427		1,058
		5	ビルケの森費	39,941	66	40,007		66
		8	活性化交流施設費	50,941	1,716	52,657		1,716

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	68	1 元気のある産業経済のために	△5,944
15 工事請負費	△4,512	(1) 花人街道連携事業 負担金(補)	△1,500 (△1,500)
19 負担金補助 及び交付金	△1,500	(2) 中心市街地案内サイン整備事業 改修工事(事)	△4,512 (△4,512)
		(3) その他観光施設等管理事業 光熱水費(物)	68 (68)
11 需用費	△587	1 元気のある産業経済のために	1,058
15 工事請負費	1,645	(1) 宿泊交流施設管理事業 消耗品費(物)	434 (213)
		燃料費(物)	(△1,000)
		修繕料(維)	(200)
		改修工事(事)	(1,021)
		(2) 道の駅管理運営事業 改修工事(事)	624 (624)
11 需用費	66	1 元気のある産業経済のために	66
		(1) ビルケの森管理事業 光熱水費(物)	66 (66)
18 備品購入費	1,716	1 元気のある産業経済のために	1,716
		(1) 活性化交流施設管理運営事業 備品購入費(事)	1,716 (1,716)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2	文化スポーツ振興費	479,919	△8,207	471,712	△6,241	△1,966
2	生涯学習推進費	10,721	△2,252	8,469	繰入金 △2,500	248
3	町民センター費	25,095	△1,862	23,233		△1,862
4	郷土資料館費	391,577	△4,393	387,184	国庫支出金 △10,835 道支出金 15,294 地方債 △1,000 繰入金 △7,200	△652
7	保健体育施設費	37,164	300	37,464		300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
11 需用費	200	1 はつらつとした人づくりのために	△2,252
19 負担金補助 及び交付金	△2,452	(1) 人づくり育成事業 補助金(補)	△2,452 (△2,452)
		(2) 地域人材育成研修施設管理運営事業 燃料費(物)	200 (△435)
		光熱水費(物)	(635)
11 需用費	△2,100	1 はつらつとした人づくりのために	△1,862
18 備品購入費	238	(1) 町民センター管理運営事業 燃料費(物)	△1,862 (△2,100)
		備品購入費(物)	(238)
13 委託料	△660	1 はつらつとした人づくりのために	△4,393
15 工事請負費	△3,733	(1) 地域資源活用交流施設建設事業 建築・土木委託(事)	△4,393 (△465)
		業務委託(事)	(△195)
		整備工事(事)	(△3,733)
11 需用費	237	1 はつらつとした人づくりのために	300
18 備品購入費	63	(1) スポーツセンター管理運営事業 燃料費(物)	300 (△1,100)
		光熱水費(物)	(332)
		修繕料(維)	(1,005)
		備品購入費(物)	(63)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
8		土木費	1,626,915	△86,942	1,539,973	△131,612	44,670
	1	土木管理費	20,708	4,958	25,666		4,958
	1	土木総務費	20,708	4,958	25,666		4,958
	2	道路橋梁費	583,189	13,894	597,083	△36,598	50,492
	1	道路維持修繕費	140,570	△2,059	138,511	地方債 △1,800	△259
	2	道路新設改良費	252,965	△31,746	221,219	国庫支出金 △32,760 地方債 2,200 繰入金 △1,500	314

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	4,958	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1)美瑛軟石取得管理事業 解体工事費	4,958 4,958 (4,958)
15 工事請負費	△2,059	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1)道路維持資材庫建設事業 建設工事費 (2)フリーロード修繕事業 維持補修工事(事) (3)白金美瑛線歩道防護柵改修事業 維持補修工事(事)	△2,059 △1,491 (△1,491) △232 (△232) △336 (△336)
13 委託料	△1,467	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1)朗根内上俵真布線道路改良舗装事業 整備工事(事)	△31,746 △3,820 (△3,820)
15 工事請負費	△30,279	(2)美沢17線道路改良舗装事業 整備工事(事) (3)新区画明治線道路改良舗装事業 整備工事(事) (4)横牛中字莫別線道路改良舗装事業 整備工事(事) (5)北瑛旭第6線道路改良舗装事業 建築・土木委託(事) 整備工事(事) (6)美園村山線道路改良舗装事業 整備工事(事) (7)赤羽下宇莫別線道路改良舗装事業 建築・土木委託(事) 整備工事(事) (8)旭美瑛線道路改良舗装事業 建築・土木委託(事) (9)原野1号線道路改良舗装事業 整備工事(事)	△21,871 (△21,871) △583 (△583) △712 (△712) △904 (△310) (△594) △687 (△687) △725 (△165) (△560) △992 (△992) △1,452 (△1,452)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	橋梁維持修繕費	25,787	△1,801	23,986	国庫支出金 △2,438 地方債 △300	937
	4	除雪対策費	131,933	49,500	181,433		49,500
4		都市計画費	813,629	△94,301	719,328	△82,791	△11,510
	1	街路事業費	448,870	△52,090	396,780	国庫支出金 △71,891 地方債 24,700 繰入金 △4,500	△399
	2	公共下水道費	212,235	△10,871	201,364		△10,871
	3	公園費	152,524	△31,340	121,184	国庫支出金 △16,300 繰入金 △14,800	△240

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	△269	1 活きいきとした暮らしづくりのために	△1,801
15 工事請負費	△1,532	(1) 橋梁維持修繕事業 建築・土木委託(事)	△269 (△269)
		(2) 緑橋改修事業 維持補修工事(事)	△1,532 (△1,532)
13 委託料	49,500	1 活きいきとした暮らしづくりのために	49,500
		(1) 除雪対策事業 整備・事業委託(維)	49,500 (49,500)
13 委託料	△7,441	1 活きいきとした暮らしづくりのために	△52,090
15 工事請負費	△44,649	(1) 丸山通り線道路整備事業 整備・事業委託(事)	△47,271 (△7,441)
		整備工事(事)	(△39,830)
		(2) 丸山通りポケットスペース整備事業 整備工事(事)	△520 (△520)
		(3) 花園2丁目3番線道路改良舗装事業 整備工事(事)	△1,358 (△1,358)
		(4) 西町3丁目1番線道路改良舗装事業 整備工事(事)	△548 (△548)
		(5) 東町3・4丁目5号線道路改良舗装事業 整備工事(事)	△1,363 (△1,363)
		(6) 東町4丁目8番線道路改良舗装事業 整備工事(事)	△1,030 (△1,030)
28 繰出金	△10,871	1 活きいきとした暮らしづくりのために	△10,871
		(1) 公共下水道事業特別会計繰出金	△10,871
15 工事請負費	△31,340	1 活きいきとした暮らしづくりのために	△31,340
		(1) 憩ヶ森公園改修事業 整備工事(事)	△30,796 (△30,796)
		(2) ことぶき公園改修事業 整備工事(事)	△544 (△544)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
5		住宅費	183,682	△11,493	172,189	△12,223	730
	1	住宅管理費	26,141	2,540	28,681		2,540
	2	住宅建設費	157,541	△14,033	143,508	国庫支出金 △9,079 繰入金 △3,144	△1,810
9		消 防 費	340,427	△20,616	319,811		△20,616
	1	消 防 費	340,427	△20,616	319,811		△20,616
	1	消 防 費	340,427	△20,616	319,811		△20,616

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	2,540	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 町営住宅管理事業 修繕料(維)	2,540 2,540 (2,540)
15 工事請負費	△12,953	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 東町第2団地改修事業 改修工事(事)	△14,033 △7,420 (△7,420)
22 補償補填及 び賠償金	△1,080	(2) 東町団地改修事業 改修工事(事) (3) 懸町団地解体事業 解体工事費 (4) 公営住宅建替推進事業 補償金(事) (5) 北町団地1号棟外構整備事業 その他建設工事 (6) 美馬牛団地改修事業 改修工事(事)	△519 (△519) △972 (△972) △1,080 (△1,080) △3,605 (△3,605) △437 (△437)
19 負担金補助 及び交付金	△20,616	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 大雪消防組合負担金	△20,616 △20,616

10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	教育費	793,641	△25,132	768,509	△21,069	△4,063
1	教育総務費	210,516	5,514	216,030	△652	6,166
2	事務局費	58,471	△1,373	57,098	国庫支出金 △652	△721
3	学校給食費	87,875	8,187	96,062		8,187
6	学童保育費	6,225	△1,300	4,925		△1,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	627	1 はつらつとした人づくりのために △1,373
19 負担金補助 及び交付金	△2,000	(1) 私立幼稚園支援事業 補助金(補) △2,000 (2) 教育委員会事務局管理事業 業務委託(物) 627 (627)
18 備品購入費	8,187	1 はつらつとした人づくりのために 8,187 (1) 学校給食管理運営事業 備品購入費(物) (8,187)
7 賃 金	△1,300	1 はつらつとした人づくりのために △1,300 (1) 学童保育管理運営事業 臨時職員賃金(物) (△1,300)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	498,849	△32,196	466,653	△21,405	△10,791
	1 学校管理費	472,244	△32,648	439,596	国庫支出金 9,225 地方債 △30,900	△10,973
2	教育振興費	26,605	452	27,057	道支出金 270	182
3	中学校費	53,278	1,550	54,828	988	562
	1 学校管理費	39,106	349	39,455		349
2	教育振興費	14,172	1,201	15,373	諸収入 988	213

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
7 賃 金	△2,897	1 はつらつとした人づくりのために	△32,648
11 需 用 費	△5,186	(1) 美沢小学校改修事業 改修工事 (事)	△7,797 (△7,797)
13 委 託 料	△651	(2) 小学校管理運営事業 臨時職員賃金 (物)	△9,769 (△2,897)
14 使用料及び 賃借料	△2,500	消耗品費 (物)	(1,070)
15 工事請負費	△21,569	燃料費 (物)	(△7,000)
18 備品購入費	155	修繕料 (維)	(744)
		賃借料 (物)	(△2,500)
		維持補修工事 (維)	(659)
		学校管理用備品購入費	(155)
		(3) 美瑛小学校改修事業 建築・土木委託 (事)	△14,524 (△528)
		改修工事 (事)	(△13,996)
		(4) 明德小中学校改修事業 建築・土木委託 (事)	△558 (△123)
		改修工事 (事)	(△435)
18 備品購入費	452	1 はつらつとした人づくりのために	452
		(1) 小学校通級指導推進事業 備品購入費 (物)	452 (452)
11 需 用 費	△680	1 はつらつとした人づくりのために	349
14 使用料及び 賃借料	△1,200	(1) 中学校管理運営事業 燃料費 (物)	349 (△800)
18 備品購入費	2,229	修繕料 (維)	(120)
		賃借料 (物)	(△1,200)
		学校管理用備品購入費	(2,229)
18 備品購入費	213	1 はつらつとした人づくりのために	1,201
22 補償補填及 び賠償金	988	(1) 中学校災害共済給付事業 補償金 (補)	988 (988)
		(2) 中学校教材用品整備事業 学校用教材備品購入費	213 (213)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
11		公債費	1,365,860	△28,988	1,336,872		△28,988
	1	公債費	1,365,860	△28,988	1,336,872		△28,988
	1	元 金	1,196,468	△95	1,196,373		△95
	2	利 子	169,392	△28,893	140,499		△28,893
12		諸支出金	554,695	87,461	642,156	9,365	78,096
	1	普通財産取得費	44,678	96,565	141,243	16,565	80,000
	1	公共施設等整備基金費	163	80,011	80,174	財産収入 11	80,000
	4	農業振興基金費	32	2	34	財産収入 2	
	5	福祉基金費	113	7	120	財産収入 7	
	6	人づくり育成基金費	17	1	18	財産収入 1	
	7	丘のまちびえいまちづくり基金費	44,252	16,513	60,765	寄附金 16,513	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
23 償還金利息 及び割引料	△95	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 起債償還元金	△95 △95
23 償還金利息 及び割引料	△28,893	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 起債償還利子 (2) 一時借入金等利子	△28,893 △28,857 △36
25 積立金	80,011	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 公共施設等整備基金の運用管理事業 積立金(積)	80,011 80,011 (80,011)
25 積立金	2	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 農業振興基金の運用管理事業 積立金(積)	2 2 (2)
25 積立金	7	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 福祉基金の運用管理事業 積立金(積)	7 7 (7)
25 積立金	1	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 人づくり育成基金の運用管理事業 積立金(積)	1 1 (1)
25 積立金	16,513	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金(積)	16,513 16,513 (16,513)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
8	土地開発基金費	2	5	7	財産収入 5	
9	光ファイバーテレビ放送網管理基金費	0	21	21	負担金 21	
10	民有林環境保全基金費	0	5	5	財産収入 5	
2	公営企業費	510,017	△9,104	500,913	△7,200	△1,904
1	上水道事業補助金	46,717	△1,844	44,873		△1,844
3	病院事業負担金	33,300	△7,260	26,040	地方債 △7,200	△60

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
25 積立金	5	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 土地開発基金の運用管理事業 積立金 (繰)	5 5 (5)
25 積立金	21	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 光ファイバーテレビ放送網管理基金の運用管理事業 積立金 (積)	21 21 (21)
25 積立金	5	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 民有林環境保全基金の運用管理事業 積立金 (繰)	5 5 (5)
19 負担金補助 及び交付金	△1,844	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 上水道事業補助事業 補助金 (補)	△1,844 △1,844 (△1,844)
19 負担金補助 及び交付金	△7,260	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 病院事業建設改良費負担金 負担金 (補)	△7,260 △7,260 (△7,260)

議案第10号

平成27年度 美瑛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度美瑛町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,759千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		364	1,516	1,880
	1 国民健康保険税	364	1,516	1,880
2 繰越金		774	243	1,017
	1 繰越金	774	243	1,017
歳入合計		1,145	1,759	2,904

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		1,006	1,759	2,765
	2 繰出金	774	1,759	2,533
歳出合計		1,145	1,759	2,904

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1		国民健康保険税	364	1,516	1,880
	1	国民健康保険税	364	1,516	1,880
		1	一般被保険者国民健康保険税	338	1,516
2		繰越金	774	243	1,017
	1	繰越金	774	243	1,017
		1	繰越金	774	243

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 医療給付費 分滞納繰越分	1,516	1 医療給付費分滞納繰越分 (1) 一般被保険者国保税医療分 (過年度分)
1 繰越金	243	1 繰越金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
2						
2	諸支出金	1,006	1,759	2,765		1,759
	繰 出 金	774	1,759	2,533		1,759
1	一般会計繰 出金	774	1,759	2,533		1,759

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
28 繰 出 金	1,759	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 一般会計繰出金	1,759 1,759

議案第 11 号

平成 27 年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,694 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 2 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		46,580	△12	46,568
	1 繰入金	46,580	△12	46,568
3 繰越金		1	12	13
	1 繰越金	1	12	13
4 諸収入		80,996	△12,000	68,996
	1 貸付金元利収入	80,040	△12,000	68,040
歳入合計		127,694	△12,000	115,694

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設事業費		80,000	△12,000	68,000
	1 管理費	80,000	△12,000	68,000
歳出合計		127,694	△12,000	115,694

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		繰入金	46,580	△12	46,568
	1	繰入金	46,580	△12	46,568
		1	一般会計繰入金	46,580	△12
3		繰越金	1	12	13
	1	繰越金	1	12	13
		1	繰越金	1	12
4		諸収入	80,996	△12,000	68,996
	1	貸付金元利収入	80,040	△12,000	68,040
		1	貸付金元利収入	80,040	△12,000

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△12	1 企業債償還金繰入金
1 繰越金	12	1 繰越金
1 貸付金元利収入	△12,000	1 貸付金元利収入

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		施設事業費	80,000	△12,000	68,000	△12,000	
	1	管理費	80,000	△12,000	68,000	△12,000	
	1	一般管理費	80,000	△12,000	68,000	諸収入 △12,000	
2		公債費	46,768	0	46,768	△12	12
	1	公債費	46,768	0	46,768	△12	12
	1	元 金	36,958	0	36,958	繰入金 △12	12

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
21 貸 付 金	△12,000	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 老人保健施設運営費貸付金 貸付金	△12,000 △12,000 (△12,000)

議案第12号

平成27年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,010千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		1	2,915	2,916
	1 負担金	1	2,915	2,916
2 泉源使用料		15,756	△226	15,530
	1 使用料	15,756	△226	15,530
4 繰越金		75	487	562
	1 繰越金	75	487	562
歳入合計		15,834	3,176	19,010

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 泉源施設費		11,131	△180	10,951
	1 泉源管理費	9,467	△180	9,287
4 基金積立金		644	3,356	4,000
	1 基金積立金	644	3,356	4,000
歳出合計		15,834	3,176	19,010

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1		分担金及び負担金	1	2,915	2,916
	1	負 担 金	1	2,915	2,916
	1	負 担 金	1	2,915	2,916
2		泉源使用料	15,756	△226	15,530
	1	使 用 料	15,756	△226	15,530
	1	使 用 料	15,756	△226	15,530
4		繰越金	75	487	562
	1	繰越金	75	487	562
	1	繰越金	75	487	562

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 負 担 金	2,915	1 負担金
1 使 用 料	△226	1 使用料
1 繰 越 金	487	1 繰越金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
2		泉源施設費	11,131	△180	10,951		△180
	1	泉源管理費	9,467	△180	9,287		△180
	1	泉源管理費	9,467	△180	9,287		△180
4		基金積立金	644	3,356	4,000		3,356
	1	基金積立金	644	3,356	4,000		3,356
	1	泉源事業基金積立金	644	3,356	4,000		3,356

(白金泉源事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需 用 費	△180	1 元気のある産業経済のために (1) 施設管理経費 光熱水費 (物)	△180 △180 (△180)
25 積 立 金	3,356	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 白金泉源事業特別会計基金の運用管理事業 積立金 (積)	3,356 3,356 (3,356)

議案第13号

平成27年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成27年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ346,333千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,161	4,448	5,609
	1 負担金	1,161	4,448	5,609
3 繰入金		212,235	△10,871	201,364
	1 繰入金	212,235	△10,871	201,364
4 繰越金		950	5,960	6,910
	1 繰越金	950	5,960	6,910
歳 入 合 計		346,796	△463	346,333

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道事業費		123,325	427	123,752
	1 下水道管理費	107,272	427	107,699
2 公債費		222,971	△890	222,081
	1 公債費	222,971	△890	222,081
歳 出 合 計		346,796	△463	346,333

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
1		分担金及び負担金	1,161	4,448	5,609
	1	負 担 金	1,161	4,448	5,609
	1	受益者負担金	1,161	4,448	5,609
3		繰 入 金	212,235	△10,871	201,364
	1	繰 入 金	212,235	△10,871	201,364
	1	一般会計繰入金	212,235	△10,871	201,364
4		繰 越 金	950	5,960	6,910
	1	繰 越 金	950	5,960	6,910
	1	繰 越 金	950	5,960	6,910

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	4,448	1 現年度分	
1 一般会計繰入金	△10,871	1 企業債償還金繰入金 2 一般管理費繰入金	△890 △9,981
1 繰越金	5,960	1 繰越金	

(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		下水道事業費	123,325	427	123,752	△9,981	10,408
	1	下水道管理費	107,272	427	107,699	△9,981	10,408
		1	一般管理費	50,966	427	51,393	繰入金 △9,981
2		公債費	222,971	△890	222,081	△890	
	1	公債費	222,971	△890	222,081	△890	
		2	利子	37,816	△890	36,926	繰入金 △890

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
8 報 償 費	427	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 管理費 報償（補）	427 427 (427)
23 償還金利息 及び割引料	△890	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 起債償還利息	△890 △890

議案第14号

平成27年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成27年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度美瑛町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業収益	320,252千円	321千円	320,573千円
第1項	営業収益	230,083千円	756千円	230,839千円
第2項	営業外収益	90,167千円	△435千円	89,732千円
		支 出		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業費用	318,956千円	1,400千円	320,356千円
第1項	営業費用	296,723千円	1,400千円	298,123千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額50,699千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,132千円」に、「過年度分損益勘定留保資金50,699千円」を「過年度分損益勘定留保資金48,132千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	51,814千円	△3,860千円	47,954千円
第1項	工事負担金	4,700千円	△1,244千円	3,456千円
第2項	一般会計補助金	36,580千円	△1,844千円	34,736千円
第4項	国庫補助金	3,533千円	△272千円	3,261千円

第5項 企業債 7,000千円 △500千円 6,500千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	102,513千円	△ 6,427千円	96,086千円
第1項 建設改良費	51,287千円	△ 6,427千円	44,860千円

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	28,781千円	△ 1,000千円	27,781千円

第5条 予算第8条に定めた補助金の額「46,717千円」を「44,873千円」に改める。

第6条 予算第10条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
水 道 事 業	7,000千円	6,500千円

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 水道事業収益				320,252	321	320,573	
	1. 営業収益			230,083	756	230,839	
		2. その他の営業収益		1,434	756	2,190	
			手数料	836	502	1,338	給水装置工事申請手数料
			材料売払収益	598	254	852	給水装置工事量水器売払
	2. 営業外収益			90,167	△435	89,732	
		1. 他会計負担金		9,261	△190	9,071	
			下水道会計負担金	9,261	△190	9,071	検針・徴収委託料
		2. 他団体負担金		300	△300	0	
			大雪消防組合負担金	300	△300	0	消火栓修繕負担金
		5. 長期前受金戻入		63,342	△171	63,171	
			長期前受金戻入	63,342	△171	63,171	資産取得・除却確定
		6. 雑収益		6,945	226	7,171	
			雑入	3	226	229	鋼材売払代

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 水道事業費用				318,956	1,400	320,356		
	1. 営業費用			296,723	1,400	298,123		
		3. 総 係 費			48,102	△ 1,000	47,102	
			手 当			6,800	△ 1,000	5,800
		5. 資産減耗費			400	2,400	2,800	
固定資産除却費				400	2,400	2,800	工事に伴う除却	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的収入				51,814	△ 3,860	47,954	
	1. 工事負担金			4,700	△ 1,244	3,456	
		1. 工事負担金		4,700	△ 1,244	3,456	
			大雪消防組合 工事負担金	4,700	△ 1,244	3,456	消火栓設置工事負担金
	2. 一般会計補助金			36,580	△ 1,844	34,736	
		1. 一般会計補助金		36,580	△ 1,844	34,736	
			一般会計補助金	36,580	△ 1,844	34,736	事業費確定
	4. 国庫補助金			3,533	△ 272	3,261	
		1. 国庫補助金		3,533	△ 272	3,261	
			国庫補助金	3,533	△ 272	3,261	双葉配水池設計費確定
	5. 企業債			7,000	△ 500	6,500	
		1. 企業債		7,000	△ 500	6,500	
			企業債	7,000	△ 500	6,500	双葉配水池設計費確定

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				102,513	△ 6,427	96,086	
	1. 建設改良費			51,287	△ 6,427	44,860	
		1. 配水及び給水 設備工事費		50,329	△ 6,427	43,902	
			委託料	17,100	△ 1,375	15,725	事業費確定
			工事請負費	33,229	△ 5,052	28,177	道路改良に伴う配水管布設替工事等

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,132千円は、過年度分損益勘定留保資金48,132千円で補てんするものとする。)

議案第15号

平成27年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成27年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

患者数	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
入院患者予定数	25,620人	△7,620人	18,000人
1日平均入院患者数	70.0人	△20.8人	49.2人
外来患者予定数	50,150人	△3,150人	47,000人
1日平均外来患者数	205.5人	△13.7人	191.8人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業収益	1,278,414千円	△70,000千円	1,208,414千円	
第1項 医業収益	800,108千円	△76,270千円	723,838千円	
第2項 医業外収益	478,303千円	2,930千円	481,233千円	
第3項 特別利益	3千円	3,340千円	3,343千円	

		支 出		
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 病院事業費用	1,280,916千円	△72,502千円	1,208,414千円	
第1項 医業費用	1,248,037千円	△72,652千円	1,175,385千円	
第2項 医業外費用	31,876千円	150千円	32,026千円	

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足す

る額 121,543 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 121,089 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 121,543 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 121,089 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	52,200 千円	△ 8,470 千円	43,730 千円
第1項 医療施設整備負担金			
	33,300 千円	△ 7,260 千円	26,040 千円
第2項 企業債	18,900 千円	△ 1,900 千円	17,000 千円
第3項 固定資産売却費	0 千円	690 千円	690 千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	173,743 千円	△ 8,924 千円	164,819 千円
第1項 建設改良費	54,787 千円	△ 8,924 千円	45,863 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病 院 事 業	18,900 千円	17,000 千円

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	726,785 千円	△ 58,007 千円	668,778 千円

第7条 予算第9条に定めた金額「107,314 千円」を「100,264 千円」に改める。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

平成27年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説明
1. 病院事業収益				1,278,414	△ 70,000	1,208,414	
	1. 医業収益			800,108	△ 76,270	723,838	
		1. 入院収益		464,126	△ 59,000	405,126	
			入院収益	464,126	△ 59,000	405,126	入院患者見込延数18,000人
		2. 外来収益		310,930	△ 11,070	299,860	
			外来収益	310,930	△ 11,070	299,860	外来患者見込延数47,000人
		3. その他医業収益		25,052	△ 6,200	18,852	
			室料差額収益	3,100	△ 1,700	1,400	実績見込みによる減
			医療相談収益	16,378	△ 2,700	13,678	
			その他医業収益	5,574	△ 1,800	3,774	
	2. 医業外収益			478,303	2,930	481,233	
		3. 患者外給食収益		648	△ 320	328	
			患者外給食収益	648	△ 320	328	実績見込みによる減
		4. 長期前受金戻入		45,353	3,410	48,763	
			長期前受金戻入	45,353	3,410	48,763	資産整理に伴う収益化確定
		5. その他医業外収益		2,301	△ 160	2,141	
			その他医業外収益	2,301	△ 160	2,141	実績見込みによる減
	3. 特別利益			3	3,340	3,343	
		1. 固定資産売却益		1	3,340	3,341	
			固定資産売却益	1	3,340	3,341	医師住宅跡地売却収益

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 病院事業費用				1,280,916	△ 72,502	1,208,414	
	1. 医業費用			1,248,037	△ 72,652	1,175,385	
		1. 給与費		688,985	△ 57,507	631,478	
			看護師給	159,600	△ 12,500	147,100	職員退職及び会計間移動等に伴う減
			医療技術員給	39,308	△ 1,000	38,308	
			事務員給	23,342	△ 1,500	21,842	
			看護師手当	77,111	△ 7,850	69,261	
			医療技術員手当	22,471	△ 1,500	20,971	
			賃金	31,380	△ 5,500	25,880	
			報酬	73,202	△ 6,000	67,202	
			法定福利費	157,185	△ 21,657	135,528	
		2. 材料費		105,814	△ 8,000	97,814	
			薬品費	64,753	△ 7,000	57,753	患者数減及び廉価購入による減
			診療材料費	39,283	△ 1,000	38,283	
		3. 経費		252,150	△ 15,050	237,100	
			消耗品費	5,070	△ 1,700	3,370	実績見込みによる減
			光熱水費	30,370	△ 2,000	28,370	
			燃料費	21,274	△ 8,350	12,924	
			賃借料	14,260	△ 4,000	10,260	
			委託料	165,595	1,000	166,595	療養病床開始による経費増

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
		5. 減価償却費		141,422	3,658	145,080	実績確定による増
			器械及び装置減価償却費	56,940	3,321	60,261	
			工器具備品減価償却費	2,748	337	3,085	
		6. 資産減耗費		20,054	4,747	24,801	実績確定による増
			固定資産除却費	20,053	4,747	24,800	
		8. 引当金繰入費		37,801	△ 500	37,301	実績確定による減
			賞与引当金繰入	37,800	△ 500	37,300	
	2. 医業外費用			31,876	150	32,026	実績見込みによる減
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費		30,974	△ 350	30,624	
			企業債利息	30,973	△ 350	30,623	
		2. 消費税及び地方消費税		900	500	1,400	
			消費税及び地方消費税	900	500	1,400	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的収入				52,200	△ 8,470	43,730	
	1. 医療設備整備負担金			33,300	△ 7,260	26,040	
		医療設備整備負担金		33,300	△ 7,260	26,040	
			一般会計負担金	33,300	△ 7,260	26,040	実績確定による減
	2. 企業債			18,900	△ 1,900	17,000	
		1. 企業債		18,900	△ 1,900	17,000	
			企業債	18,900	△ 1,900	17,000	実績確定による減
	3. 固定資産売却費			0	690	690	
		1. 固定資産売却費		0	690	690	
			固定資産売却費	0	690	690	医師住宅跡地売却原価分

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 資本的支出				173,743	△ 8,924	164,819	
	1. 建設改良費			54,787	△ 8,924	45,863	
		1. 資産購入費		44,117	△ 7,294	36,823	
			備品購入費	44,117	△ 7,294	36,823	実績確定による減
		2. 工事請負費		10,670	△ 1,630	9,040	
			委託料	270	△ 32	238	実績確定による減
			工事請負費	10,400	△ 1,598	8,802	実績確定による減

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額121,089千円は、過年度分損益勘定留保資金121,089千円で補てんするものとする。)

議案第24号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所	美瑛町本町1丁目8番9号
氏 名	南 勉
生年月日	昭和25年3月30日生

議案第25号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を美瑛町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

住 所	美瑛町字新星第5
氏 名	大波 慶治
生年月日	昭和28年1月23日生

議案第26号

美瑛町まちづくり総合計画の策定について

美瑛町まちづくり総合計画を別冊のとおり定めたいので、美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例（平成25年美瑛町条例第23号）第2条第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

議案第27号

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

美瑛町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

議案番号	指定管理者に管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
議案第28号	美瑛町福祉センター	美瑛町南町1丁目5番5号 社会福祉法人 美瑛町社会福祉協議会 会長 村上 和 男	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
議案第29号	美瑛町障害福祉サービス事業所 美瑛デイセンターすずらん	旭川市春光台4条10丁目 社会福祉法人 新生会 理事長 新 谷 龍一郎	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
議案第30号	美瑛町障害福祉サービス事業所 にここファクトリー	美瑛町北町3丁目363番7 特定非営利活動法人 ウイングサポート 理事長 千 葉 光 如	平成28年 3月15日から 平成30年 3月31日まで

議案第31号	美瑛町老人保健施設 ほの香	美瑛町南町4丁目4番 社会福祉法人 美瑛慈光会 理事長 安倍 信一	平成28年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで
議案第32号	美瑛町地域資源活用総合交流促進施設 (宿泊施設)	美瑛町本町1丁目9番21号 有限会社 美瑛物産公社 代表取締役 西森 和弘	平成28年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで
議案第33号	美瑛町地域資源活用総合交流促進施設 (体験交流施設)	美瑛町本町1丁目9番21号 有限会社 美瑛物産公社 代表取締役 西森 和弘	平成28年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで
議案第34号	美瑛町穀類乾燥調整貯蔵施設	美瑛町中町2丁目6番32号 美瑛町農業協同組合 代表理事組合長 熊谷 留夫	平成28年 4月 1日から 平成29年 3月31日まで
議案第35号	美瑛町北瑛小麦の丘体験交流施設	美瑛町中町2丁目6番32号 北瑛小麦の丘運営協議会 会長 石川 富吉	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
議案第36号	美瑛町農産物直売交流施設	美瑛町北町3丁目2番 ふるさと市場運営協議会 会長 嵯城 幸子	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
議案第37号	美瑛町白金クレール射撃場	美瑛町字中字莫別聖和 北海道猟友会旭川支部美瑛部会 部会長 川崎 章道	平成28年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで

議案第38号

町道路線の廃止について

道路法第10条第3項の規定により、町道路線を下記のとおり廃止する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

認定 番号	路線名	起 終 点		主 な 経由地	附 記
		起 点	終 点		
46	美園村山線	美瑛町字美園 瑠辺薬川河川敷地先 道道美馬牛神楽線分 岐	美瑛町字大村村山 字美瑛原野区画外 1086番91地先 美田美瑛線接合	美園 美田	総延長 3346.40m

議案第39号

町道路線の認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を下記のとおり認定する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

記

認定 番号	路線名	起 終 点		主 な 経 由 地	附 記
		起 点	終 点		
46	美園村山線	美瑛町字美園 瑠辺藁川河川敷地先 道道美馬牛神楽線分 岐	美瑛町字大村村山 字美瑛原野区画外 1087番19 村山美田線接合	美園 美田 大村	

報告第1号

専決処分について

平成27年第4回美瑛町議会臨時会において議決（平成27年5月27日）された、請負契約の締結について（議案第2号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成28年3月2日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成28年2月8日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	地域資源活用交流施設建設工事	同左
契約金額	308,124,000円	307,778,400円
契約先	美瑛町西町1丁目1番2号 株式会社 清水組 代表取締役 古川 博士	同左
変更内容		概数の精査

平成28年3月22日

(第1回定例会)

美瑛町議会議案
(追加)

議 案 目 次

議案第40号	美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	-----109~110
議案第41号	美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	-----111~122
議案第42号	美瑛町保育所条例の一部改正について	-----123
議案第43号	平成27年度美瑛町一般会計補正予算について	-----124~134
議案第44号	平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について	-----135~140
議案第45号	事務の委託に関する協議について	-----141~142

議案第40号

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

美瑛町固定資産評価審査委員会条例（昭和45年美瑛町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「記載しなければならない」を「記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がなされた場合には、前項の規定に

従って弁明書が提出されたものとみなす。

第9条に次の1項を加える。

- 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない。

第14条第1項中「においては」の次に「、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を、「決定書」の次に「正副2通」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の美瑛町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第9条第2項、第3項及び第5項並びに第14条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

議案第41号

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例（平成27年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条～第32条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第33条・第34条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第35条）

第2節 運営に関する基準（第36条～第48条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第49条・第50条）

第4章 雑則（第51条）

附則

第1条中「第34条第2項」の次に「及び第46条第2項」を、「特定教育・保育施設」の次に「及び特定地域型保育事業」を加える。

第2条第12号中「（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）」の次に「又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）」を、「町が支払う特定教育・保育」の次に「又は特定地域型保育」を、「支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設」の次に「又は特定地域型保育事業者」を加え、同条に次の8号を加える。

- (15) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (16) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (17) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (18) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。

第3条第1項中「特定教育・保育施設」の次に「及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）」を、「水準の特定教育・保育」の次に「又は特定地域型保育」を加え、同条第2項中「特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設」を「特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等」に改め、「立場に立って特定教育・保育」の次に「又は特定地域型保育」

を加え、同条第3項及び第4項中「特定教育・保育施設」を「特定教育・保育施設等」に改める。

第35条を第51条とする。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第35条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号。以下「家庭的保育事業等条例」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等条例第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小

学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第36条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第44条に規定する運営規程の概要、第40条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第37条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考を行うにあたって、その方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場

合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第40条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第39条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第40条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供

すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第35条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等条例第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の町の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第35条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規

定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第42条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第43条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第44条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第48条において準用する第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第37条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第45条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第46条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第47条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第42条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たって

の計画

- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 次条において準用する第18条に規定する町への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第48条 第8条から第12条まで(第10条を除く。)、第16条から第18条まで及び第22条から第31条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第49条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第35条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第37条第2項及び第38条第2項を除く。)の規定を適用す

る。

(特定利用地域型保育の基準)

第50条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等条例を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第35条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、家庭的保育事業等条例の施行の日から施行する。

(地域型保育給付費に関する経過措置)

第2条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第41条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を越えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準に

より算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（２）に規定する市町村が定める額」とする。

（利用定員に関する経過措置）

第 3 条 小規模保育事業 C 型にあつては、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、第 3 5 条第 1 項中「6 人以上 1 0 人以下」とあるのは「6 人以上 1 5 人以下」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第 4 条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 5 9 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第 4 0 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの間、連携施設を確保しないことができる。

議案第42号

美瑛町保育所条例の一部改正について

美瑛町保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町保育所条例（昭和42年美瑛町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（利用者負担額の徴収）

第4条 町長は、保育所から保育の提供を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例（平成28年美瑛町条例第3号）第3条第1項第2号に定める利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）を徴収する。この場合において、町の区域外に居住する支給認定保護者又は扶養義務者から徴収する額は、居住する市町村が定める額とする。

（利用者負担額の減免）

第5条 町長は、支給認定保護者又は扶養義務者が正当な理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

平成27年度 美瑛町一般会計補正予算（第12号）

平成27年度美瑛町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,264,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		4,578,120	54,457	4,632,577
	1 地方交付税	4,578,120	54,457	4,632,577
14 国庫支出金		1,226,791	34,584	1,261,375
	2 国庫補助金	905,133	34,584	939,717
17 寄 附 金		60,766	13,983	74,749
	1 寄 附 金	60,766	13,983	74,749
20 諸 収 入		239,536	76	239,612
	5 雑 入	110,512	76	110,588
歳 入 合 計		11,161,800	103,100	11,264,900

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		2,089,546	21,810	2,111,356
	1 総務管理費	2,038,157	21,810	2,059,967
7 商 工 費		849,791	15,076	864,867
	1 商 工 費	378,079	9,111	387,190
	2 文化スポーツ振興費	471,712	5,965	477,677
8 土 木 費		1,539,973	10,000	1,549,973
	2 道路橋梁費	597,083	10,000	607,083
10 教 育 費		768,509	150	768,659
	2 小学校費	466,653	150	466,803
12 諸支出金		642,156	56,064	698,220
	1 普通財産取得費	141,243	56,064	197,307
歳 出 合 計		11,161,800	103,100	11,264,900

第 2 表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	情報ネットワーク構築事業 (地方創生加速化交付金)	3,000
		日本で最も美しい村推進事業 (地方創生加速化交付金)	1,000
		インバウンド戦略推進事業 (地方創生加速化交付金)	8,728
		十勝岳火山講演事業 (地方創生加速化交付金)	500
		十勝岳ジオパーク推進事業 (地方創生加速化交付金)	6,180
		総務費計	19,408
7. 商工費	1. 商工費	「丘のまちびえい」魅力発信事業 (地方創生加速化交付金)	9,111
	2. 文化スポーツ振興費	郷土学館管理運営事業 (地方創生加速化交付金)	5,915
	商工費計	15,026	
10. 教育費	2. 小学校費	ふるさと学習推進事業 (地方創生加速化交付金)	150
		教育費計	150
合 計			34,584

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	4,578,120	54,457	4,632,577
	1	地方交付税	4,578,120	54,457	4,632,577
		1	地方交付税	4,578,120	54,457
14		国庫支出金	1,226,791	34,584	1,261,375
	2	国庫補助金	905,133	34,584	939,717
		1	総務費補助金	198,877	34,584
17		寄附金	60,766	13,983	74,749
	1	寄附金	60,766	13,983	74,749
		1	寄附金	60,766	13,983
20		諸収入	239,536	76	239,612
	5	雑入	110,512	76	110,588
		4	雑入	105,905	76

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	54,457	1 普通交付税
1 総務管理費 補助金	34,584	1 地域創生加速化交付金
1 寄 附 金	13,983	1 寄附金 285 2 まちづくり寄附金 13,698
2 雑 入	76	1 その他雑入

(歳出)

2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	総務費	2,089,546	21,810	2,111,356	19,408	2,402
1	総務管理費	2,038,157	21,810	2,059,967	19,408	2,402
2	一般管理費	74,435	903	75,338		903
6	情報管理費	81,083	3,000	84,083	国庫支出金 3,000	
7	地域振興費	55,056	9,728	64,784	国庫支出金 9,728	
10	災害対策費	499,654	500	500,154	国庫支出金 500	
12	諸 費	84,675	7,679	92,354	国庫支出金 6,180	1,499

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	50	1 みんなで創る住みよい町に向けて	903
12 役務費	853	(1) 一般管理事業	853
		通信運搬費(物)	(853)
		(2) 顧問弁護士事業	50
		非常勤職員報酬	(50)
13 委託料	3,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて	3,000
		(1) 情報ネットワーク構築事業(地方創生加速化交付金)	3,000
		業務委託(事)	(3,000)
19 負担金補助及び交付金	9,728	1 みんなで創る住みよい町に向けて	9,728
		(1) 日本で最も美しい村推進事業(地方創生加速化交付金)	1,000
		負担金(補)	(1,000)
		(2) インバウンド戦略推進事業(地方創生加速化交付金)	8,728
		補助金(補)	(8,728)
8 報償費	500	1 みんなで創る住みよい町に向けて	500
		(1) 十勝岳火山講演事業(地方創生加速化交付金)	500
		謝礼(補)	(500)
8 報償費	1,403	1 みんなで創る住みよい町に向けて	7,679
12 役務費	96	(1) 十勝岳ジオパーク推進事業(地方創生加速化交付金)	6,180
		補助金(補)	(6,180)
19 負担金補助及び交付金	6,180	(2) まちづくり寄附管理事業	1,499
		報償(物)	(1,403)
		手数料(物)	(96)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源	一般財源		
7		商工費	849,791	15,076	864,867	15,026	50
	1	商工費	378,079	9,111	387,190	9,111	
	3	観光費	104,625	9,111	113,736	国庫支出金 9,111	
	2	文化スポーツ振興費	471,712	5,965	477,677	5,915	50
	1	文化振興総務費	7,872	50	7,922		50
	4	郷土資料館費	387,184	5,915	393,099	国庫支出金 5,915	
8		土木費	1,539,973	10,000	1,549,973		10,000
	2	道路橋梁費	597,083	10,000	607,083		10,000
	4	除雪対策費	181,433	10,000	191,433		10,000
10		教育費	768,509	150	768,659	150	
	2	小学校費	466,653	150	466,803	150	
	2	教育振興費	27,057	150	27,207	国庫支出金 150	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	9,111	1 元気のある産業経済のために (1) 「丘のまちびえい」 魅力発信事業（地方創生加速化交付金） 補助金（補）	9,111 9,111 (9,111)
19 負担金補助 及び交付金	50	1 はつらつとした人づくりのために (1) 文化社会教育団体等支援事業 補助金（補）	50 50 (50)
8 報 償 費	578	1 はつらつとした人づくりのために (1) 郷土学館管理運営事業（地方創生加速化交付金）	5,915 5,915
18 備品購入費	5,337	謝礼（補） 備品購入費（事）	(578) (5,337)
13 委 託 料	10,000	1 生きいきとした暮らしづくりのために (1) 除雪対策事業 整備・事業委託（維）	10,000 10,000 (10,000)
8 報 償 費	150	1 はつらつとした人づくりのために (1) ふるさと学習推進事業（地方創生加速化交付金） 謝礼（補）	150 150 (150)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12		諸支出金	642,156	56,064	698,220	13,983	42,081
	1	普通財産取得費	141,243	56,064	197,307	13,983	42,081
		1 公共施設等整備基金費	80,174	40,000	120,174		40,000
		5 福祉基金費	120	2,081	2,201		2,081
		7 丘のまちびえいまちづくり基金費	60,765	13,983	74,748	寄附金 13,983	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
25 積 立 金	40,000	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 公共施設等整備基金の運用管理事業 積立金(積)	40,000 40,000 (40,000)
25 積 立 金	2,081	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 福祉基金の運用管理事業 積立金(積)	2,081 2,081 (2,081)
25 積 立 金	13,983	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 積立金(積)	13,983 13,983 (13,983)

議案第44号

平成27年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		9,152	400	9,552
	1 繰入金	9,152	400	9,552
歳入合計		44,307	400	44,707

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,512	400	9,912
	1 総務管理費	9,512	400	9,912
歳出合計		44,307	400	44,707

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		繰入金	9,152	400	9,552
	1	繰入金	9,152	400	9,552
		1 基金繰入金	9,152	400	9,552

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 基金繰入金	400	1 基金繰入金

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
	総務費	9,512	400	9,912	400
1	総務管理費	9,512	400	9,912	400
	1 一般管理費	9,512	400	9,912	繰入金 400

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 公 課 費	400	1 元気のある産業経済のために	400
		(1) 発電施設一般管理事業	400
		公課費	(400)

議案第45号

事務の委託に関する協議について

上川広域滞納整理機構との間における行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条の第1項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月22日 提出

美瑛町長 浜田 哲

上川広域滞納整理機構と美瑛町との間における行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲等）

第1条 上川広域滞納整理機構は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の管理及び執行を美瑛町に委託する。

（経費の負担及び予算の執行）

第2条 前条に規定する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行に要する経費は、上川広域滞納整理機構の負担とし、美瑛町にこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、上川広域滞納整理機構管理者と美瑛町長が協議して定める。

（決算の場合の措置）

第3条 美瑛町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6

項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を上川広域滞納整理機構管理者に通知するものとする。

(連絡会議)

第4条 上川広域滞納整理機構管理者及び美瑛町長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

(条例の制定又は改廃の措置)

第5条 美瑛町長は、委託事務の管理及び執行について適用される美瑛町の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ上川広域滞納整理機構管理者に通知しなければならない。

2 美瑛町長は、前項の条例を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例を上川広域滞納整理機構管理者に通知しなければならない。

3 上川広域滞納整理機構管理者は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例を公表しなければならない。

(委託の廃止等)

第6条 第1条の規定による事務の委託を廃止する場合は、当該事務に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、美瑛町長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金の処分は、上川広域滞納整理機構管理者と美瑛町長が協議して定めるものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、上川広域滞納整理機構管理者と美瑛町長が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(条例の公表)

2 上川広域滞納整理機構管理者は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する美瑛町の条例が上川広域滞納整理機構に適用される旨及びこれらの条例を公表するものとする。